様式第五の二(第四条の五の七関係)

裁　決　申　請　書

裁決申請書　住所
氏名
相　手　方　住所
氏名

道路法第四十四条第五項(第六十九条第一項、第七十条第一項前段、第七十二条第一項、第七十五条第五項、第九十一条第三項)の規定による損失の補償について、同条第六項(同条第二項、同条第三項、同条第二項、同条第六項、同条第四項)の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一、損失の事実
二、損失の補償の見積り及びその内訳
三、協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所
氏名

収用委員会御中

備考

一、裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができること。
二、「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
三、「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第七十条第一項後段の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。
四、「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。